

【注意喚起】水道メーターの取り替え費用を請求される事案が市内で発生しました。ご注意ください。

上下水道局では、局が管理する水道管（※）や水道メーターについて工事費を請求することはありません。また、水道の利用者から依頼もないのに水道水の水質検査を行うことはありませんし、その検査料を請求することや浄水器の斡旋・販売を行うことはありません。

※ 局が管理する水道管とは、水道メーターから道路側の水道管です。逆に、水道メーターよりも建物側の水道管は個人管理ですので、漏水等による水道管の修繕は個人から市指定業者に頼んでもらうことになります。この場合も、市指定業者（上下水道局にリストがあります）から見積もりを取る等、慎重に契約をするようにしましょう。

（今回相談があった手口）

- 「水道メーターの取り替えにきた」と来訪。「取り替え料金として3万円かかる」と説明があり「雨天なのでまた来る」といって立ち去った。書類も名刺も置いていなかった。

（以前相談があった事例）

- 上下水道局内の業者と名乗る男性が来訪し、「水道メーターボックス内の修理をしたので代金をいただきたい」と言われ、修理代金として約2万円を支払った。
- 「水道局の者ですが、水道メーターを見せてください」と作業着を着た若い男性が自宅を訪れた。水道メーターの場所を教えて、家の中で待機していたら、「機器がさびていたので、パッキンとともに交換した」と言われ、3万円請求され支払った。
- 水道の水質検査をすると来訪し、コップ一杯の水をくんで欲しいと言われた。コップの水に薬品を入れたところ色が変わり、「こんな水を飲んでいては体に悪い」と言われ、勧められるまま浄水器の契約をした。（点検商法）

（対処方法）

- 1) 上下水道局の職員やその委託業者が、水道管やメーターの点検・修理に訪れた場合、身分証を持っていますので、確認しましょう。
- 2) 自ら注文しないのに、水道管やメーターの点検や修理に訪れ、修理代金や検査料を請求された場合、お金を払う必要はありませんので断りましょう。
- 3) 水道管やメーターの点検や修理で不審なことがあった場合、上下水道局に相談の電話をしてください。（水道維持課へ）

点検商法の場合は、工事や検査がすんでいても、8日以内であればクーリング・オフ（無条件解約）ができますが、契約書・領収書がないなど相手先の業者名や連絡先が分からないと、手続きをすることができません。

（お問い合わせ）

◆水道の点検・工事など不審な場合の問い合わせについて

四日市市上下水道局 水道維持課（電話059-354-8360）

◆市指定業者の問い合わせについて

四日市市上下水道局 お客様センター（電話059-354-8363）

◆悪質な訪問販売・点検商法などについての相談窓口

四日市市 市民生活課 市民・消費生活相談室

（相談専用電話：059-354-8264）

相談時間：土日祝日除く9：00～12：00 13：00～16：00）